

# 奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 要綱第4条に規定する知事が別に定める業種は、別表第1のとおりとする。

(認証申請にかかる関係書類)

第3条 要綱第5条に規定する知事が別に定める関係書類は、別表第2のとおりとする。

(認証の更新申請にかかる関係書類)

第4条 要綱第12条に規定する知事が別に定める関係書類は、別表第2のとおりとする。ただし、一般的衛生管理プログラム自己点検票を除き、前回の認証申請時に提出した書類の内容と同一である場合には、添付を省略することができる。

(認証マーク)

第5条 要綱第18条に規定する知事が別に定める認証のマークは、第1号様式のとおりとする。

(認証マークの表示)

第6条 要綱第18条に規定する知事が別に定める表示の基準は、認証マーク表示基準のとおりとする。

(指定研修の指定にかかる関係書類)

第7条 要綱第20条第1項に規定する知事が別に定める関係書類は、別表第3のとおりとする。

(指定研修の指定の基準)

第8条 要綱第20条第4項に規定する知事が定めるその他必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定研修の実施者は、食品衛生思想の普及、食品取扱施設における自主衛生管理の推進及び食品衛生の指導事業を実施している実績がある者であること。
- (2) 認証制度の信頼性を損なうことのない者であること。

附 則

この細目は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細目は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細目の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて改正前の食品衛生施行令（昭和28年政令第229号）第35条の営業を行う施設については、当該許可の有効期間の満了の日までの間、要綱第4条に規定する知事が別に定める業種とみなす。

別表第1（第2条関係）

1 飲食店営業（仕出し屋及び弁当調製業に限る。）

2 食肉販売業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に限る。）

3 乳処理業

4 食肉処理業

5 菓子製造業

6 アイスクリーム類製造業

7 乳製品製造業

8 清涼飲料水製造業

9 食肉製品製造業

10 水産製品製造業

11 食用油脂製造業

12 みそ又はしょうゆ製造業

13 酒類製造業

14 豆腐製造業

15 麺類製造業

16 そうざい製造業

17 冷凍食品製造業

18 漬物製造業

19 密封包装食品製造業

20 添加物製造業

21 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に掲げる営業以外の食品製造業

別表第2（第3条、第4条関係）

- 1 HACCPプランに関する書類
  - (1) 概要書
  - (2) 班の編成に関する書類
  - (3) 製品の説明に関する書類（製品説明書）
  - (4) 製品の表示に関する書類
  - (5) 製造工程に関する書類
  - (6) 施設及び設備に関する書類
  - (7) 危害原因となる物質の特定等に関する書類
  - (8) 重要管理点に関する書類
  - (9) 事故等の処理の手順に関する書類
  - (10) 検証に関する書類
  - (11) 書類の管理に関する書類
- 2 一般的衛生管理プログラム自己点検票
- 3 営業許可証又は営業報告書の写し
- 4 指定研修を修了したことを証する書類の写し

別表第3（第7条関係）

- 1 法人にあつては定款及び登記事項証明書
- 2 直近過去3年間の事業年度末の損益計算書若しくは収支計算書又は活動計算書、貸借対照表及び財産目録
- 3 講師の氏名、略歴及び資格に関する書類
- 4 指定研修に係る業務に要する費用に関する書類
- 5 現に行っている食品衛生に関する事業活動等の実績に関する書類

第1号様式（第5条関係）

